

建設工事入札参加資格審査申請書 提出要領

令和6年度において、北秋田市が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する方は、次により申請してください。

【用語説明】

- ・市内業者…市内に主たる営業所を有する者又は市内に従たる営業所を有し、北秋田市市税条例第47条の規定による市民税を申告納付している者で、専任の有資格者を配置していること
- ・市外業者…市内業者以外の者

1. 入札参加資格の条件

次の各号に該当する者については、資格審査を行いません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
- ②建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者
- ③法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けていない者
- ④法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- ⑤申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者であると認められる者

※申請書に虚偽の記載、重要な事実および事項に故意の記載漏れがあり、不正に入札参加資格を取得したことが判明した場合は、指名停止や入札参加資格の取消し等の措置をとります。

2. 申請書の受付期間

令和6年1月15日（月）から令和6年2月19日（月）まで

※土・日曜日、祝日を除きます。

※郵便又は宅配便等の場合は、2月19日（月）の消印まで有効とします。

3. 提出及び問合せ先

申請書は、次の提出先まで持参するか、郵送・宅配便等により提出してください。持参する場合は、午前8時30分から午後5時までに持参してください。

【提出・問い合わせ先】

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号

北秋田市役所 本庁舎2階 財務部 財政課 財政係

TEL：0186-62-6607 FAX：0186-62-1131

4. 提出書類の作成のしかたについて

申請書類の作成のしかたについては、次のとおりとなります。

- ・ 提出書類の記載事項は、基本的には経営事項審査の審査基準日現在の状況を記載してください。ただし、提出までに変更があった場合は、変更後の状況で記載してください。
- ・ 証明書類の提出については、提出時において発行から3か月以内のものとし、写しも可とします。

(1) 北秋田市建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）

この様式は、申請をしようとする市内・市外すべての事業者が記入してください。

※印には何も記載しないでください。

- ① この申請書は、本社（店）について、申請日現在で記入してください。
- ② 申請者は、本社（店）の代表者となります。押印は省略します。
- ③ 上部右側の日付は、申請年月日を記載してください。
- ④ 「建設業許可番号」欄には、建設業の許可番号（6桁）を秋田県の表示方法に合わせて記入してください。
- ⑤ 「本社（店）郵便番号」欄には、本社（店）所在地の郵便番号を記載してください。
- ⑥ 「フリガナ」の欄は、カタカナで記載してください。
- ⑦ 「本社（店）住所」欄は、都道府県名から記載してください。ただし、都道府県名については、フリガナの記載は必要ありません。
また、住所における「丁目」、「番地」及び「号」は、「-（ハイフン）」により省略して記載してください。

（記載例）

本社（店）の住所が「北秋田市花園町1丁目1番1号」の場合

キタアキタシハナゾノチョウ
秋 田 県 北 秋 田 市 花 園 町 1-1-1

⑧ 「商号又は名称」欄での「株式会社」等の法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いてください。なお、「商号又は名称」欄の「株式会社」等の法人の種類を表す略号については、フリガナの記載は必要ありません。

また、「商号又は名称」の中にカタカナが含まれる場合でも、必ずフリガナの記載を行ってください。

(法人の種類を表す略号)

種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	合同 会社	有限責任 事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
種類	一般財団 法人	一般社団 法人	公益財団 法人	一般財団 法人	特例財団 法人	特例社団 法人			
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(一財)	(特財)	(特社)			

(記載例)

商号が「株式会社北秋田エンジニアリング」の場合

キタアキタエンジニアリング
(株)北秋田 エ ン ジ ニ ア リ ン グ

⑨ 「代表者職氏名」の(役職名)欄には、【代表取締役】、【代表取締役社長】、【取締役社長】等の名称を正確に記入してください。なお、役職名は、入札書、見積書及び契約書等に表示する役職名を記入してください。

なお、個人事業の方について、特に役職名がない場合は欄に【代表】と記入してください。

⑩ 「代表者職氏名」欄の(氏名)欄及び「担当者氏名」欄(ともにフリガナを含む。)については、姓と名前の上にスペースをあけてください。

(記載例)

ホクシュウ タロウ
北 秋 太 郎

⑪ 「担当者氏名」欄には、申請者の職員のうち北秋田市に対する申請内容を把握している方(各支店・営業所等に所属する職員を含む、当市からの、当該申請についての質問に答えられる方)を記入してください。

⑫ 「本社(店)電話番号」、「本社(店)FAX番号」欄及び「担当者電話番号」(必要

があれば内線番号)の各欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、()は用いないでください。なお、「担当者電話番号」については、会社としての代表電話番号と別に、当該担当者への直通電話がある場合には、その直通電話番号を記載してください。

(記載例)

0186-62-1111

⑬ 「メールアドレス」欄には、個人の方のメールアドレスでも構いませんが、当市からの業務上の連絡に対応可能な(方の)アドレスを記載してください。

なお、メールアドレスを持っていない場合は、「なし」と記載してください。

また、メールアドレス中、「大文字」、「小文字」、「- (ハイフン)」、「_ (アンダーバー)」、「. (ドット)」等は明確に記載してください。

(2) 登録希望工事種別調書及び完成工事高計算表(様式第1-1号及び1-2号)

この調書は、北秋田市が作成する格付名簿への登録を希望する工事種別について記載してください。なお、この調書における「格付名簿登録希望工種区分」は、建設業法第2条第1項別表上欄(左欄)に掲げる工事種別と対応しており、別表1のとおりとなります。

万が一、記載漏れがあった場合には、その工事種別については、北秋田市が作成する格付名簿への登録を希望しないものとみなしますので、ご注意ください(格付名簿に登録されていない工事種別に係る工事の入札等へは参加できません)。

① 記載する数字は、経営事項審査結果通知書(申請の際に提出していただく最新の経営事項審査結果通知書をいう。以下同じ。)の「完成工事高」中「2年(又は3年)平均」欄に記載されている数字となります。

② 「年間平均完成工事高(2年又は3年)」欄には、経営事項審査を受けている許可工事種別のうち、北秋田市に登録を希望するものすべてについて記載してください。

ただし、「年間平均完成工事高(2年又は3年)」が土木・建築・ほ装にあつては500万円未満、その他の工種にあつては、100万円未満である場合には、格付け名簿に登録されません。

なお、経営事項審査結果通知書における各工事種別の年間平均完成工事高は、あくまでも当該工種についてのみ有効であり、他の工事種別への数字の振り分けは出来ませんので、ご注意ください。

③ 経営事項審査を受けている工事種別のうち、北秋田市が作成する格付名簿への登録

を希望しない工事種別については、それらを全て合算した上で「その他」の「年間平均完成工事高」欄に記載してください。その際には、経営事項審査結果通知書における「その他」の完成工事高（実績高）についても必ず合算してください。

- ④ 委任先の営業所等を有する場合は、有資格技術職員数にはその営業所等の有資格技術者職員数を記載してください。

別表1 北秋田市の建設工事の内容と例示

発注工事種別	格付工種	工事の例示
一般土木工事	一般土木工事	トンネル工事 橋梁工事 ダム工事 護岸工事 下水道工事 (本管理設) 圃場整備工事 農業用排水路工事(幹線) コンクリートブロック据付工事 土工事 掘削・盛土工事 コン クリート工事 地すべり防止工事(土留工等) 地盤改良工事 道路付属物設置工事(防雪柵設置工事 雪崩予防柵設置工事) 杭工事 捨石工事
プレストレスト コンクリート工事		PC床版工事 PCスノーシェッド等工事 プレストレスト コンクリート工事
グラウト工事		ボーリンググラウト工事
建築一式工事	建築一式工事	建物の新築 増改築工事 建築物の一部解体工事
法面工事	法面工事	コンクリート・モルタル吹付工事 植生吹付工事 法枠工事 グラウンドアンカー工事
電気工事	電気工事	発電設備工事 変電設備工事 照明設備工事 信号設備工事 送配電設備工事 構内電気設備工事 ロードヒーティング工 事
給排水暖冷房衛 生設備工事	給排水暖冷房衛 生設備工事	暖冷房設備工事 厨房設備工事 浄化槽工事 給排水給湯設 備工事 管内更生工事 無散水設備工事 空気調和設備工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事	橋梁上部工事 門扉設置工事 鉄塔工事 鋼スノーシェッド 工事 貯蔵用タンク設置工事 防雪策設置工事(工場製作)
ほ装工事	ほ装工事	アスファルト、コンクリート、ブロックほ装工事
一般塗装工事	一般塗装工事	建築塗装工事 ライニング工事 鋼構造物塗装工事
路面標示工事	路面標示工事	路面標示工事
機械器具設置工 事	機械器具設置工 事	エレベータ設置工事 集塵機器設置工事 舞台装置設置工事 遊戯施設設置工事 揚排水機器設置工事 吸排気機器設置工 事 プラント設備工事 内燃力発電設備工事 ダム用仮設備 工事 沈砂池機械設置工事 汚水ポンプ設備工事 反応タン ク設備工事(単体) 脱水設備工事(単体)
電気通信工事	電気通信工事	電気通信機械設置工事 データ通信設備工事 放送機械設置 工事 空中線設備工事
造園工事	造園工事	植栽工事 景石工事 広場工事 公園設備工事 園路工事
さく井工事	さく井工事	さく井工事 観測井工事 井戸築造工事 揚水設備工事 温 泉掘削工事 さく孔工事 集排水ボーリング 集水井 無散 水融雪施設(揚水井、還元井)
上水道施設工事 下水道施設工事	水道施設工事	取水施設工事 浄水施設工事 配水施設工事 下水処理施設工事(沈殿池・反応タンク設備等) 下水汚泥処理 設備工事(濃縮・消化・脱水設備等) 圧送施設工事 下水集水 設備工事
土木工作物解体 工事	解体工事	トンネル解体工事 橋梁解体工事
建築物解体工事		建築物の全部を解体する工事のうち、杭抜き工事など、解体工事 以外の専門工事を伴う、総合的な企画、指導、調整が必要な建築 物の解体工事 ※：解体工事には、解体に伴う足場の組立てや仮囲い等の仮設工 事を含む(以下同じ)。
解体工事		建築物の全部を解体する工事のうち、戸建住宅など、総合的な企 画、指導、調整が不要な建築物の解体工事
防水工事	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗 膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
板金工事	板金工事	板金加工取付工事、建築板金工事
屋根工事	屋根工事	屋根ふき工事

(3) 業態調書（様式第2号）

この調書は、様式第1-1号（「登録希望工事種別調書」）において、「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」、「建築一式」、「電気」、「鋼構造物」、「塗装」、「機械器具設置」、「電気通信」、「解体」のいずれかについて、登録を希望した方は必ず作成・提出してください。

様式第1-1号において登録を希望した各工事種別に係る「工種の細別」のうち、実際に発注がある場合に入札等への参加を希望されるものについて、「希望の有無」欄に「○」印をつけてください。

ただし、様式第1-1号において登録を希望しなかった工事種別については、記入しないでください。「工種の細別」の具体的な工事の内容については、別表2で示すとおりです。

「○」印がつけられていない「工種の細別」については、その細別に属する工事の入札等への参加希望がないものとみなしますので、記載漏れがないように十分に注意してください。

また、記載（希望）する「工種の細別」は、実際に受注した場合に、自社において確実に施工できるもの（当該工種の全部又は主たる部分について、下請業者へ施工させる等元請業者において施工しているとは言いがたい状況が明白であるものについては認められません。）であることが前提となります。万が一、これに反した記載及び事実があった場合には、申請書の虚偽記載とみなされ、指名停止措置の対象となる場合もありますのでご注意ください。

別表2 工種の細別の具体的な工事の内容

建設業法上の許可工事種別	工種の細別	具体的な工事の内容
「土木一式工事」 及び 「とび・土工・コンクリート工事」	河川	築堤、護岸、根固・水制等の工事
	道路	擁壁・カルバート等のコンクリート構造物、道路土工、情報ボックス（IRN）等の工事
	構造物	RC橋・橋梁下部等のコンクリート構造物、橋梁の床版工、遮音壁、橋梁補強、床止、堰・水門、樋管、伏せ越し、水路、管きょ推進、揚排水機場、ニューマチックケーソン、オープンケーソン、土留め・仮締切、地中連続壁等の工事（鋼管矢板基礎、既製杭に係る工事を含む。）、構造物撤去工事
	プレストレスト・コンクリート	プレストレスト・コンクリートによる橋梁等工事及び橋桁等製作架設工事
	砂防・地すべり防止	砂防、砂防ダム、地すべり防止、落石防止、なだれ防止等の工事
	法面処理	アンカー工、吹付工等の法面補強工事
	トンネル	トンネル工事（共同溝、下水用トンネルを除く。）
	ダム	ダム工事
	地盤改良	軟弱地盤処理工事、グラウト工事等
	都市土木	共同溝、下水道等の工事
「建築一式工事」	建築一般	耐火建築物等の工事
	木造建築	耐火建築以外の建築工事
	プレハブ建築	プレハブ材を用いて施工する建築工事
「電気工事」	建設電気設備	道路・河川・公園等の照明設備、配電設備、共同溝付帯設備、水浄化施設・ロードヒーティング設備等の電気応用施設及び駐車場電気設備、ダム・揚排水機場・トンネル・道路等の受変電、発電設備の工事
	建築電気設備	建築物の電灯・コンセント、動力、受変電、自家発電、電気時計、拡声、表示、火災報知、車路警報、電話、避雷、テレビ共同受信等の電気設備工事、直流電源設備、無停電電源設備、その他の電源設備の工事
「塗装工事」	建物塗装	建築物の塗装工事
	橋梁・水門扉塗装	橋梁・水門扉等の鋼製構造物の塗装
	区画線	路面表示、駐車場の区画線等の工事
	その他	その他の塗装工事
「機械器具設置工事」	水門設備	河川用水門設備、ダム用放流設備等の工事（監視操作制御設備工事を含む。）
	ポンプ設備	揚排水ポンプ設備、水質浄化設備、道路排水設備、非常用施設等の工事（監視操作制御設備工事を含む。）
	換気設備	トンネル換気設備、共同溝換気設備等の工事（監視操作制御設備工事を含む。）
	ダム施工機械設備	骨材生産設備、コンクリート生産設備、骨材貯蔵・輸送設備、コンクリート打設設備、コンクリート冷却設備、コンクリート運搬設備、濁水処理設備等の工事（監視操作制御設備工事を含む。）
	昇降機設備	昇降機設備工事（監視操作制御設備工事を含む。）
	消・融雪設備	消・融雪設備工事（監視操作制御設備工事を含む。）
	その他	機械式駐車場設備工事（監視操作制御設備工事を含む。）、鋼製付属設備等の工事
「電気通信工事」	監視制御・情報通信設備	ダム・堰制御設備、施設計測・監視・制御設備、CCTV、電子応用計測設備、河川情報設備、道路情報設備、レーダ雨雪量計、テレメータ・放流警報、路側通信設備、ラジオ再放送設備、無線通信設備、有線通信設備（光通信を含む。）等の工事
	防災・情報表示設備	トンネル防災設備、道路防災設備、情報表示設備等の工事
	有線通信線路	光通信等の有線通信路の工事（情報管路等を含む。）
	鉄塔・反射板	通信用鉄塔、反射板等の工事
「解体工事」	解体	建築物（木造）の解体工事
		建築物（非木造）の解体工事

(4) 完成工事高調書 (様式第3-1号~第3-6号)

様式第1-2号に対応する【とび工事】、【法面工事】、【土工コンクリート工事】及び【解体工事】については、様式第3-1号から様式第3-6号について種別毎に必要な部分を提出してください。

それ以外の工事については、様式第1-1号の完成工事高に対応する任意様式(経営事項審査の工事経歴書の写し可)でご提出ください。

※基本的には完成工事高の内訳書及び工事経歴書ともに、税抜きの額の記載になります。事情により税込み額を記載する場合は、欄外に税込みと記載してください。

(5) 技術職員名簿 (様式第4号)

※北秋田市内に本社又は営業所等(委任先)を有する場合に提出してください。

【市内業者】

この名簿は、各申請者において、自身の会社に属する技術者の氏名とその方が有する資格について記載してください。

技術職員とは、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術職員を指し、臨時社員(パートタイマーや日雇いの作業員を含む)、在籍出向者、派遣社員、契約社員、協力会社の社員は含まれません。

- ① この名簿は、格付名簿に登録を希望する建設業法の許可区分ごとに作成してください(本様式の左上部分に記載する建設業の工事種別(「土木工事」、「建築工事」等)を記載してください)。従って、登録を希望する建設業許可区分が、1業種である場合には、1枚、2業種である場合には、2枚、3業種である場合には、3枚・・・というようになります(ただし、1業種につき、その業種に関連する資格を有する方が多数存在したり、あるいは、同一の技術者が、その業種に関連する資格を多数有しているために、1業種につき1枚で書ききれない場合には、1業種について複数の技術者名簿の作成が必要となります)。
- ② 同一の技術者が、ひとつの業種に関連する資格を複数有する場合には、そのすべてについて記入してください。
なお、1人で2以上の資格を有している場合で、1級及び2級の同資格を有している場合(ただし、技術士を除く。)は、1級(上位の級)についてのみ記載してください。
- ③ 「氏名」欄には、各技術者の氏名を記載してください(「フリガナ」を含む)。
- ④ 「法令による免許等」欄の「名称」欄には、「一級土木施工管理技士」、「一級建築施

工管理技士」、「一級建築士」等の資格の名称を記載してください。

また、「記号番号」欄には、各資格の資格者証又は免許証等に記載されている登録番号等を、「取得年月日」欄には、当該資格を取得した年月日を記載してください。

※技術職員が有する資格に係る合格证や免状の添付は不要です。

⑤ 「監理技術者資格者証交付番号」欄には、当該技術者が監理技術者資格者証を有している場合に、その交付番号（資格者証に記載されています。）を記載してください。

⑥ 「実務経験」欄には、当該技術者が今までに従事した工事のうち、最近10年間に従事した工事（工事の名称、工事概要及び発注機関の名称等）のうち代表的なもの（1つで可）について記載してください。

（記載例）

〇〇建設工事（平成17年受注、発注者：秋田県）

⑦ 「経験年月数」欄には、建設業に従事してからの申請日まで年月数を記載してください。

⑧ 「建設業法技術者該当区分」欄については、建設業法第7条第2号の規定に従い、「イ」、「ロ」、「ハ」のうち該当するものを「○」で囲んでください。

※「法第7条第2号イ該当者」は、指定学科（建設業法施行規則第1条）を卒業後、①高等学校の場合は、5年以上 ②大学及び高専の場合は、3年以上の実務経験を有する者

※「法第7条第2号ロ該当者」は、10年以上の実務経験を有する者

※「法第15条第2号ロ該当者」は、法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、元請での請負代金4,500万円以上の工事に関して2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

※「法第15条第2号ハ該当者」は、同条第2号イ又はロに該当する者と同等以上の能力を有する者として国土交通大臣の認定を受けた者

⑨ 解体工事を申請する場合、有資格技術者保有基準に定める資格（「解体工事施工技士」を除く）及び「とび・とび工（1級・2級）」の資格保有者について、次のいずれかに該当する技術者については、「解体講習等」の欄に○を記入してください。

①平成28年度以降に試験に合格した者

②登録解体工事講習の修了者

③資格取得後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者

(6) 技術職員以外の職員名簿 (様式5)

※北秋田市内に本社又は営業所等 (委任先) を有する場合に提出してください。

- ・ 上記技術職員名簿に該当しない職員を記入してください。
- ・ この名簿の人数が、様式1-1右欄 (有資格者技術職員数) 欄外 (その他の職員) の内訳になります。

(7) 技術職員調書 (様式第6号~第8号)

※北秋田市内に本社又は営業所等 (委任先) を有する場合に提出してください。

該当する職種の内訳について記入してください。

(8) 支店 (営業所) 調書 (様式第9号)

この調書は、市外業者の方で、実際の入札・見積書の提出及び契約等に関する行為について、本社 (店) の代表者から支店又は営業所等の代表者に対して、その権限を委任する場合に提出して下さい。

ただし、登録することができる支店又は営業所等は、経営事項審査を受けた建設業許可業種を有している支店又は営業所等に限られますので、ご注意ください。

① この調書は、申請日現在で記載してください。

なお、この調書は様式第1号の記載例を参考に作成してください。

② 「支店 (営業所) の許可状況」欄については、登録を希望する支店又は営業所等に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に「○」印を付してください。

③ 従たる営業所である支店 (営業所) 等で登録する場合は、専任の有資格者の配置が必要になりますので、次の資料を提出してください。

【市内に支店 (営業所) を登録する場合】

- ・ 「技術職員名簿」等 (様式第4号~第8号)
- ・ 建設業許可申請時に提出された専任技術者証明書

【市外に支店 (営業所) を登録する場合】

- ・ 建設業許可申請時に提出された専任技術者証明書

(9) 使用印鑑届 (様式第10号)

- ・ 入札、契約等に使用する印鑑の届出になります。
- ・ 実印と使用印の欄に押印をし、代表者名への押印は省略してください。

(10) 委任状 (任意様式)

- ・ 本社代表者が、契約権限を建設業法施行令第3条に規定する「従たる営業所」の使用人に委任する場合に提出をしてください。
- ・ 必ず押印された原本を提出してください。(写しは不可)

(11) 経営事項調査結果通知書・総合評定値通知書 (写し)

経営事項調査結果通知書の写しを送付してください。

社会保険等への加入状況もこの資料で確認をいたします。

- ① 申請日時点において、有効かつ最新の通知書の写しを提出してください。

※当該書類の有効期限は、通知書の上部に記載された「審査基準日」より1年7ヶ月以内です。

- ② 申請する工種の完成工事高の欄に実績数値の記載がない場合は、登録となりません。

【社会保険等加入状況の確認方法について】

提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄により社会保険等の加入状況の確認を行います。(その他の審査項目(社会性等)の上段3つ)

- ① すべての社会保険等の加入の有無が、「有」又は「除外」となっている場合は、申請を受け付けます。
- ② いずれかの社会保険の加入の有無が「無」となっている場合は申請を受け付けません。

ただし、経営事項審査を受けた後に社会保険等に加入した場合は、別途加入が分かる書類を提出してください。加入が確認できた場合は申請を受け付けます。

(12) 納税証明書

次のとおり、未納の税額が無いことの証明書の写しを提出してください。

【① 市内業者(市内に本社又は営業所を置く事業所)】

- ・ 北秋田市税務課、市民課又は各窓口センターで発行する「未納のない証明書」
※法人代表者個人の納税証明書の提出は不要ですが、必要に応じて確認する場合がありますので、「納税状況確認同意書」の提出をお願いします。
- ・ 総合県税事務所納税部及び各支所(※北秋田支所については、北秋田地域振興局ではな

く大館地区総合庁舎になります。)で発行する「納税証明書（滞納がないことが確認できる証明書）」

- ・税務署で発行する「未納の税額が無いことの証明書」（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3）

上記の3つを提出してください。

【② 市外業者（県内に本社又は営業所を置く事業所）】

- ・総合県税事務所納税部及び各支所（※北秋田支所については、北秋田地域振興局ではなく大館地区総合庁舎になります。）で発行する「納税証明書（滞納がないことが確認できる証明書）」
- ・税務署で発行する「未納の税額が無いことの証明書」（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3）

上記の2つを提出してください。

【③ 市外業者（県外業者）】

- ・税務署で発行する「未納の税額が無いことの証明書」（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3）を提出してください。

※電子納税証明書を印刷したのも可とします。

(13) 特別徴収実施状況申告書

市内に本社又は営業所を置く事業所、若しくは北秋田市民を従業員として雇用している事業所は提出をしてください。

(14) 誓約書（様式）

- ① この書類は、業者登録申請を行うすべてのかたが提出してください。
- ② 日付は、この書類の申請月日を記入してください。
- ③ 「商号又は名称」欄には、商号又は会社の名称を記入してください。
- ④ 「代表者職氏名」欄には、「代表取締役」、「代表取締役社長」、「取締役社長」等の肩書きを正確に記入してください。なお、個人事業のかたについては、「代表」と記入してください。
- ⑤ 代表者職氏名欄の押印は実印になります。

(15) 法人市民税の確定申告書

市内に従たる営業所である支店（営業所）等を有し、本社（市外）からの権限の委任によ

り市内登録の申請を行う場合は提出をしてください。

(16) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険）加入に関する証明書

次のいずれかの写しを提出してください。

① 社会保険料納入確認（申請）書

納入確認の対象となる期間は、年金事務所への申請日を含む前々月までの直近1年間分とします。

② 直近1回分の領収証又は口座振替済通知書

(17) 建設業退職金共済事業の加入又は他退職金制度への加入

- ・ 工事請負契約時には建設業退職金共済制度への加入が分かる書類の提出を求めています。入札参加資格審査申請においても、建設業退職金共済制度又は、退職一時金制度若しくは企業年金制度などに加入をしていることが分かる書類（建設業退職金共済契約者証、履行証明、中小企業退職金共済の加入証明など）の写しを提出してください。
- ・ 経営事項審査提出時の書類の写しでも可です。

(18) 国・県登録建設業許可証

国・県から通知を受けた、特定・一般の建設業の許可の写しを提出してください。

(19) 登記簿謄本

法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写しを提出してください。